

鶴ヶ島市産婦人科医院公募要領

鶴ヶ島市

平成29年4月

平成30年4月（一部改正）

平成30年5月（一部改正）

鶴ヶ島市産婦人科医院公募要領

1 趣旨

市民が安心して出産し子育てできる環境を整備し、子育て世代への包括支援「鶴ヶ島版ネウボラ(妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援)」の取組を確実なものにするため、市所有地に産婦人科を標榜する医療機関を公募により誘致するものです。

2 支援の内容

(1)施設整備費補助金の交付

自己所有、借地、借家(テナント)に関わらず、産婦人科医院の開設に直接必要な経費の1/2を補助します。

ただし、補助金は上限5,000万円、補助回数は1回とします。

補助対象経費は、土地購入費、建物購入費、建物建設費、工作物取得費及び建物改修費等の施設整備に係る経費とします。

※別添「鶴ヶ島市産婦人科医院誘致に係る施設整備費補助金交付要綱」参照

(2)その他

鶴ヶ島版ネウボラと連携した事業を実施する場合、協議により別途支援を行います。

3 公募の条件

- (1)市内に分娩のできる19床以下の入院施設を有する産婦人科医院を開設する産科医又は医療法人であること。
- (2)継続して10年以上分娩を取り扱う産科医療を実施すること。
- (3)産婦人科又は産科の臨床経験を5年以上有すること。
- (4)鶴ヶ島市の母子保健事業、子育て支援事業と連携した取組みを行うこと。
- (5)地域医療活動を行うこと。

4 応募手続き

(1)応募資格

前記「3 公募の条件」を全て満たし、地域医療への貢献と堅実な運営が期待できる医師又は医療法人とします。

(2) 応募者の不適合要件

次に掲げる者が、応募者及び産婦人科医院の運営に関わる者のうちに含まれていないこととします。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号及び第6号に該当する者
- ・鶴ヶ島市産婦人科医院選考委員会アドバイザー及びオブザーバー

(3) 応募について

① 提出書類 ※様式の指定のない場合は任意様式でお願いします。

(申請)

- ・鶴ヶ島市産婦人科医院公募申込書(様式1)

(法人の場合)

- ・定款又は寄附行為(最新のもの)
- ・法人登記簿謄本(応募申込日前3ヶ月以内に取得したもの)
- ・既存の法人の場合: 法人の沿革、既存事業の概要、貸借対照表及び損益計算書(官公庁に提出しているもの又は公表しているもの直近3ヶ年分)
- ・管理者となる医師の医師免許証の写し及び履歴書
- ・管理者となる医師の産婦人科又は産科の臨床経験を5年以上有することが分かる証明書

(個人の場合)

- ・申請者の医師免許証の写し及び履歴書
- ・産婦人科又は産科の臨床経験を5年以上有することが分かる証明書

(運営関係)

- ・開設趣意書(様式2)
- ・事業計画提案書
 - 経営理念
 - 基本方針
 - 医院運営方針
 - 予定診療科目並びに病床数
 - 医療従事者等の処遇、確保対策
 - 医療サービス向上への取組み
 - 地域医療機関等との連携
 - 相談、苦情に対応する方策等を記載してください。
- ・鶴ヶ島市と連携した取組みについての提案書(様式3)
- ・産婦人科医院開設に係る誓約書(様式4)

(建物関係)

- ・医療施設整備計画書
設計図（配置図、平面図、各階面積表等）
建設工程表

(資金関係)

- ・資金計画（収支計画書）
収支予測、資金調達（自己資金、借入資金、寄附金）等の状況
外来、入院患者見込み数

(その他)

- ・他に特色のある提案があればご提示ください。

②受付期間及び時間

平成30年5月7日（月）から平成30年8月24日（金）まで
平日の午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

③受付場所

提出先：鶴ヶ島市大字脚折 1922 番地 10
鶴ヶ島市保健センター 049 (271) 2745

④提出方法

鶴ヶ島市保健センターへ直接お持ちください。
なお、応募された書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

⑤提出部数

正本1部（代表者印押印） 写し8部

⑥応募書類の取扱い

- ・提出された書類は、原則として鶴ヶ島市情報公開条例（平成14年9月27日
条例第18号）の対象となり、同条例に基づき取り扱うものとします。
- ・応募に関する費用は、応募者の負担となります。

(4)提出書類の体裁

書類は、原則全てA4判で作成し、フラットファイルに書類を綴り、標題等記載してください。又、各書類の間には、仕切りとして白紙を挟み、これに目次の番号、文字等を記入したインデックスを見出しとして貼付してください。

(5) 公募要領の配布

① 配布場所

鶴ヶ島市大字脚折 1922 番地 10

鶴ヶ島市保健センター

※市ホームページからのダウンロードも可能です。

市ホームページアドレス <http://www.city.tsurugashima.lg.jp/>

② 配布期間及び配布

平成 30 年 4 月 2 日 (月) から

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土・日・祝日を除く)

(6) 質疑及び回答

① 質疑の方法

鶴ヶ島市産婦人科医院公募に係る質疑書(様式5)に質疑の趣旨を簡潔にまとめ、持参・郵送・FAX・メールで照会してください。

ただし、日程等の簡易な事項の照会は、電話でも可能です。

② 質疑受付期間及び時間

平成 30 年 4 月 2 日 (月) から平成 30 年 8 月 10 日 (金) まで

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (土・日・祝日を除く)

③ 質疑受付場所

鶴ヶ島市大字脚折 1922 番地 10 鶴ヶ島市保健センター

TEL 049 (271) 2745

FAX 049 (271) 2747

e-Mail 10500130@city.tsurugashima.lg.jp

送付先 〒350-2213 鶴ヶ島市大字脚折 1922 番地 10

鶴ヶ島市保健センター

※郵送の場合は、平成 30 年 8 月 10 日 (金) 必着でお願いします。

④ 回答

質問受領後 1 週間以内 (土・日・祝日を除く) に文書で回答します。

5 選考

(1) 選考方法

① 第1次審査(書類審査)

鶴ヶ島市「産婦人科医院選考委員会」において、提出された書類により、資格審査、事業内容等の審査を行います。

② 第2次審査(ヒアリング審査)

「鶴ヶ島市産婦人科医院選考委員会」において、ヒアリング審査を行い、医療機関を開設するにあたっての経営理念、基本的な考え方、堅実な運営内容の提案がなされているか等を総合的に評価します。

ヒアリング実施の日時及び場所については、応募者へ後日通知します。

※開業予定者の応募がないとき又は開業候補者が決定しなかったときは、継続して公募を行います。

(2) 審査の基本的な考え方

鶴ヶ島市では、市民が安心して出産し子育てできる環境を整えるため、子育て世代への支援を平成30年度の重点施策としています。

現在、市内で出産できる医療機関がないことから、身近なところで安心して出産し子育てできる環境を整備することが課題となっています。

このことから、今回の公募では、市民ニーズに応える医療機能を備えた提案となっているか、市との連携した取組みが具体的であるか、地域医療機関等との円滑に連携する仕組みがあるかを重要な審査項目とします。

※別添「鶴ヶ島市産婦人科医院公募審査基準」参照

(3) 選考結果

選考委員会の選考審査の結果をもとに市長が選考を行います。選考の結果については、各応募者に通知します。

※選考結果等に関する問合せ及び異議には一切応じられませんので、ご了承ください。

(4) 事業予定者の公表

市ホームページで事業予定者名等を公表します。

6 応募にあたっての留意事項

- 受付期間を経過した場合や必要書類が整っていない場合、又は提出された書類の訂正を依頼したにもかかわらず受付期間内に訂正ができなかった場合には、必要要件を満たしていないため、受付をいたしませんので、注意してください。
- 建設計画については、都市計画法、建築基準法、消防法等の関連法規を遵守した計画として下さい。
- 提出書類の他、追加資料の提出を求めることがあります。
- 応募書類の受け付け後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。
- 候補者決定後、提出した関係資料等に虚偽の記載が判明した場合、当初の条件を大幅に変更する場合等候補者として不適切と判断された場合は、決定を取り消します。

7 公募のスケジュール

月 日	内 容
平成30年5月 7日（月） 8月 24日（金）	公募受付開始 公募受付終了
平成30年9月中旬以降予定	第一次審査（書類審査） 第二次審査（ヒアリング審査） 事業予定者の決定・審査結果通知発送

8 問合せ先

〒350-2213

鶴ヶ島市大字脚折 1922 番地 10

鶴ヶ島市保健センター 電話 049 (271) 2745

FAX 049 (271) 2747

e-Mail 10500130@city.tsurugashima.lg.jp